令和４年度第１回大阪府教育行政評価審議会

※□内は委員から事前聴取した意見

１　日時　　令和４年７月８日（金）15:00～17:00

２　場所　　府庁別館６階　委員会議室 ※Webによる開催

３　出席委員　　明石会長（Web参加）、小田副会長、木原委員、長井委員、藤田委員、渡辺委員

４　議事概要

（１）開会

○　教育行政の点検及び評価について、事務局から説明。

○　資料１　「教育行政の点検及び評価について」により、事務局より説明。

○　事務局より、今後の審議予定及び各委員に担当いただく基本方針（案）について伺い、委員了。

（２）審議

基本方針２について

○　資料２－１「点検及び評価調書（案） 基本方針２　公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます」により、事務局から説明。

○　資料２－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○　審議

|  |
| --- |
| ＜授業改善への支援（具体的取組23）＞  昨年の審議会でも質問をさせていただいたが、重要な教育課題である「主体的・対話的で深い学び」が学校現場で定着するための授業づくり研修の受講者の肯定的評価が、令和3年度も目標値（90％）に達しなかった要因と今後の対策についてお伺いしたい。 |

＜事務局＞

肯定的評価が90％に達しなかった研修は、10年経験者研修で行っている「主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の推進」をテーマにした研修である。この研修は理論回、実践回、検証回の3回をセットにしたユニット型の研修である。

まず理論会では、授業を改善する主体的、対話的で深い学びの観点について学び、実践回では、各学校でその観点に基づいて作成した指導案により授業改善実践を行う。

最後に検証回では、各学校で実践した内容を報告し合うとともに、自らの授業を振り返るという流れで研修を行っている。

肯定的評価は、受講後のアンケートから算出しているため、その結果からわかることについてご説明する。

アンケートでは、「研修の内容は理解できましたか」という質問に対する肯定的評価は約92％である一方、「職場で報告したり、広めたりしたいと思いますか」という質問に対しては肯定的評価が90％を下回っている。つまり、研修の内容について理解はしているが、他の教員に伝える・指導する意識が少し薄い、もしくは指導するところまでの理解に至っていない、などの理由が考えられる。

検証回での授業実践に関する自身の成果の振り返りを行うと共に、「今後の課題を認識することができましたか。」という質問に対する肯定的評価が、令和元年度は約90％、コロナ禍の令和３年度では約85％と、5ポイントほど下がった。

また、アンケートの自由記述では「他の先生方の実践例が聞きたかった」や「研究協議をしたかった」「授業実践の具体例がもっと欲しい」、「新学習指導要領や学習評価について不安がある」などの意見がたくさんあった。

本来、検証回では、理論・実践を踏まえて、学校での実践を持ち寄り、受講者同士が協議をする中で、他校の事例を知るとともに、自身の授業を振り返るが、昨年度も、オンデマンド型の研修となった。

そのため、各個人がチェックシートにより、自らの授業実践を振り返り、授業を評価し、改善すべき点を確認するという内容になっている。

受講者自身の授業の振り返りだけになり、自身の理解には役立ったものの、学校の他の先生に伝えたくなるものにはならなかったことが、このアンケート結果に影響していると考えられる。

今後は、10年経験者には学校におけるミドルリーダーとしての役割について自覚を促していくとともに、研修内容を自分ごととしてしっかり捉え、より深い理解に導くことができるような実践的で充実した研修にしていきたい。

また、本年度からは、高等学校においても年次進行で新学習指導要領が始まっており、各校で多様な取組みが実施されている。教育センターとして、好事例を府内から収集し、本研修だけにとどまらず、様々な機会において伝えていきたいと考えている。

＜委員＞

この授業改善が、授業にとどまらず、様々な行動や活動の基盤になっていくという意味で、肯定的評価が上がり、そして授業改善に皆がある意味、プロ意識を持って取り組んでいけるということになったら良いと考える。肯定的評価が上がっていくことを期待したい。

|  |
| --- |
| ＜障がいのある生徒の高校生活支援の充実（具体的取組37）＞  府立高校における「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率が100％となったことは、評価できる。両計画の本来の目的は活用であることから、今後、活用のあり方（高校生活支援、授業支援、引き継ぎ等）を例示する等、障がいのある生徒の高校生活支援がより充実するよう、計画の活用がより進展していくことを期待している。 |

＜事務局＞

高等学校で学ぶ障がい等により配慮を要する生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に向け、例年「高等学校における支援教育推進フォーラム」を開催し、高等学校における個別の教育支援計画等を活用した生徒支援の取組み等を発信することにより、生徒の社会的自立や社会参加をみすえた取組みの推進を図っている。

また、「高等学校支援教育力充実事業」において、自立支援推進校の中から４校を支援教育サポート校に指定し、府立高校等への訪問相談等を通じて、個別の教育支援計画の作成から、効果的な活用方法等のノウハウの共有に努めております。

これらの取組みを通じて、府立高校に通う子どもたちの高校生活がより充実したものとなるよう、各校の取組みを支援していく。

＜委員＞

作成率が前年度から非常に上がって100％になったことは高く評価ができると思っている。ただ、目的は作成ではなく、活用であると思う。

大学に進学する子どものなかでも、個別の教育支援計画を引き継ぐ場合がある。一方、支援計画の引継ぎがある学生は課題が少ない。それは、様々な関係機関や関係者がしっかりとバックアップしているからと考える。そのため、今後は、作成から活用にしっかりとシフトすることに期待している。

|  |
| --- |
| ＜学校教育自己診断における生徒の学校生活満足度（指標11）＞  学校教育自己診断における生徒の学校生活満足度は、より高めるべきと考える。この学校生活満足度が低い学校について、その原因と、これからの対策について聞かせていただきたい。  また、生徒がこれからの社会を生き抜いていくために、学校は生徒一人ひとりに胸を張れる高い専門性を持たせることが重要である。一方、これまでのカリキュラムを踏襲した指導では限界があるため、反転授業を活用するなど、生徒一人一人が様々な興味関心に対応できる柔軟性を持たせることが必要である。MOOC、JMOOC、GACCOの活用等、現状の学習指導要領を踏まえても実施可能かと思うが如何か。  これを発展させることで、全ての希望する生徒が一芸に秀でた高い専門性を高校生の間に身につけることにつながり、将来に活かせるとも考える。 |

＜事務局＞

生徒の学校生活満足度について、令和3年度の結果は、「70%を上回った」学校が154校（85.1％）であった。計画策定時（平成28年度）の132校（71.7％）から、指標として掲げた策定時の数値を下回ることなく年々向上を続け、肯定率70％を超える学校が全体の85％に達したことは、教育庁や各校での取組みの成果ではないかと考えている。

一方でご指摘いただいている、肯定的な評価をする生徒が70％に満たない学校は14.9％となっている。

これらの学校を見ると、例えば全日制や定時制、そういうものも含めた学校のタイプや取組み、さらには生徒の状況も様々で、満足度が低くなっている要因についても、様々な要因が関連してきていると考えている。

各校においても、例えば行事等の後に実施する各種のアンケート等で生徒の状況などを把握し、ＰＤＣＡサイクルを通じ取組みの工夫改善を進めているが、なかなか思うような結果が出ていない状況がある。引き続き、生徒の状況・実態の把握を進めていくとともに、各校の取組みを教育庁として支援をしていきたい。

委員お示しの無料オンライン講座等を提供するサービスについて、それらの広がりは認識をしている。府としては、高大連携、専門人材の活用を進めており、それと合わせて１人１台端末の普及などに伴い、生徒がそれぞれの興味関心や目標等に応じて学ぶことができる、いわゆる個別最適な学びを実現するにあたり、各学校が様々工夫しながら取り組んでいるところ。今後も魅力ある学校づくりに向けて、ご指摘のWebの活用も含めて、取組みを進める。

＜委員＞

多くの学校で満足度が高いことはとてもありがたいことと感じる。ただ私自身が学校に勤務していた時を踏まえると、「学校生活に満足していますか」という質問だとすると、何について満足しているのか、何について不満なのかについて、どこまで吸い上げられるかという懸念がある。各学校ごとに生徒層、生徒文化が違うので、それぞれに応じた満足度について、今後とも原因の追及や対策をお願いしたい。

また、高等学校の教育カリキュラム編成は、中学校小学校に比べれば自由度はある程度高い。私自身が現場にいた時も、これを上手に活用し、実際に専門コースを設置した経験がある。そこでは、いわゆる教育課程にはない新しい科目もたくさん作った。一斉授業の限界というのは当然あると思うが、それぞれの子どもたちのニーズに応えるために、今後とも検討を深めて欲しい。

|  |
| --- |
| ＜高大連携の推進（具体的取組42）＞  大学とより連携を強め、様々な大学の持っている力をもっと活用すべきと考えるが、今後、ジャンル(高度な専門性)ごとに連携を強めては如何か。 |

＜事務局＞

高大連携推進実施校の割合について、令和元年度（平成31年度）は83.4％であったが、令和２年度は78.6％、令和３年度は77.0％であり、ここ２年間は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、数値が下がっていると考える。特に、大学生や大学院生による学校教育活動への支援や、高校生自身が大学に出向き、大学提供の講義や講演を受講する取組みなどが実施困難となる学校が多かった。

その中でも、令和３年度においては、大阪工業大学との共催で「科学の甲子園大阪府大会」を開催、また、グローバルリーダーズハイスクール（GLHS）を対象に、京都大学キャンパスガイドや阪大ツアーなどを実施した。今後とも、オンラインやウェブ等も活用しながら、高大連携を一層強めていきたい。

＜委員＞

大学の先生方の持っている力の凄さを毎日感じているところ。今ここにいらっしゃる委員の大学の先生方も、とても高い専門性をもっている。様々な先生の専門性を一覧にし、各学校と大学を繋ぐための仕組みのようなものを、教育庁で作れば、大学の先生の強みなどをしっかりと使わせていただくことも可能と考える。また私は今、教員養成をさせていただいているが、大阪府の教育が見えないと感じている学生もいると考えている。そこで、教員をめざす学生の現場への入り込みの仕組みなどを作ることによって大阪の教員になりたいと思う学生が増えるのではないか。優秀な人材の確保は非常に重要。いろいろな高大連携を今後とも模索いただきたい。

＜委員＞

私も高大連携をいくつか進めているが、例えば探究学習に対する協力ができると思う。双方にとってプラスになるような連携がより進んでくることが大事だと思う。

おっしゃっていただいたように、教員をめざす学生は少なくなってきている。教員への興味を喚起する取り組みを高校時代から3年間4年間と取り組んでいくことが大事になると思っているので、ぜひよろしくお願いしたい。

|  |
| --- |
| ＜府立高校における広報活動及びICT環境の充実（具体的取組16、45）＞  公立・私立、それぞれが魅力ある教育活動を展開することが大阪の教育力の向上につながると考える。  EdTechを踏まえたICT環境の充実については、諸外国の取り組みと比べても喫緊の課題であると考えており、充実のためのスピードを速める必要があると思うが、今後の計画は如何か。  また、広報に関連して、「咲くなび」などに取り組んでおられますが、公立は私立に比べて広報力が弱いことから、ホームページの強化のために支援スタッフを置くなど、方策はさまざま考えられますが如何か。 |

＜事務局＞

様々なデジタル技術を活用して教育活動を展開することは重要と認識している。そのため、現行計画のもとでも、ICT環境の充実については、生徒の出欠・成績などをはじめとする各種業務、いわゆる校務の効率化、学習環境の整備の両面から整備を進めてきたところ。

校務面では、校務処理システムを導入して府立学校の校務環境を整備するとともに、昨年度は、教職員端末の約半数を更新したところ。

学習面では、国のGIGAスクール構想に基づき、無線LANアクセスポイント等のネットワーク機器の整備やインターネット回線の増強等を実施する等、授業等で利用するICT環境を充実させた。

また、教職員・生徒等が授業などで利用する「学校情報ネットワーク」については、基盤機器等が令和３年度から４年度にかけて更新時期を迎えるにあたり、コストの削減、セキュリティの強化、インターネット利用の高速化等を目的とした「学校情報ネットワークのクラウド化」を、令和４年９月の本格稼働に向け、構築を進めているところ。

さらに中学生段階の３年間、１人１台端末環境で学んできた生徒が、高校生段階となる令和５年度には、各府立高校において、各教科の特色に応じ、端末を活用した教育活動等が行われるよう、標準的な利活用方法等を盛り込んだ「府立高校における生徒１人１台端末の活用促進に向けたアクションプラン」を示し、各校においては、アクションプランをもとに年度毎の目標や目標達成に向けた取組み等をまとめた「生徒１人１台端末利活用プラン」を策定している。

今後、府教育庁としては、校務面では、機器等の更新時期を見据え、教職員が利用するICT環境の更なる効率化についても、検討を進めるとともに、学習面においては、各校のプランにおける目標の達成状況を把握しながら、必要となる支援策を検討、実施するといったＰＤＣＡサイクルを実行し、生徒１人１台端末の効果的な活用を推進していく。

＜事務局＞

府立学校におけるホームページを活用した情報発信については、平成28年度より、専門的な知識がなくとも、ホームページを構築・管理・更新できるシステムであるＣＭＳを導入することにより、管理職も含めて、積極的に情報発信を行ってきたところ。

今年度それ以外のところでは、大阪府内の公立高校等の魅力を府内の中学生やその保護者に発信するため、全ての公立高校が一堂に会する大阪府公立高校進学フェアを、今夏３年ぶりに実施する予定。また、公立高等学校の魅力や進路選択に必要な情報提供を目的に、「令和５年度版大阪府公立高等学校等ガイド」を作成し、府内全公立中学校３年生及び各支援学校中学部３年生に配付した。

一方で、令和４年１月の大阪府学校教育審議会の答申「今後の府立高校のあり方等について」においては、生徒・保護者に対する情報発信の充実や府民に対する広報の充実の重要性が指摘されたところ。引き続き、公立高校の効果的な魅力発信の在り方について、検討していく。

＜委員＞

ICTの活用については、諸外国もシンギュラリティやSociety 5.0の観点からも、かなり進んでいるように感じている。そのような中で日本の中学生や高校生がICT活用の方策を知り、ICTをしっかり使えるようになるかは、重要なポイントになると考えている。

他府県と比較して、大阪府では先駆的に高校も含めた１人１台端末の整備を行っておられるということは評価できる。一方、次世代のＩＣＴ活用のあり方をどのように考え、また、次世代を見据えた整備や取組みなど、私自身も具体的にお伝えすることは困難ではあるが、ＶＲ技術などの新たな技術革新が進む中、活用できるものもたくさんあると思う。

EdTechの観点からも、ぜひ様々な活用を未来に向けて、考えていただければと思う。

ホームページに関して、私立のホームページを閲覧するとやはり充実度が高いと感じることもあるので、公立高校の良さもしっかり伝えてもらいたい。

|  |
| --- |
| ＜工科高校の充実（具体的取組28）＞  熟練技術者による指導や、高度な職業資格の取得や企業と連携した課題研究を行い、技能・技術のレベルアップを図った、とあるが、訪問先の選定・抽出や、インターンシップの取組みはどのようになされているか。  各学校が個別に企業を訪問し依頼するのか、産学連携先として存在するのか。様々な企業をホルダーしている金融機関と連携して実施してはどうか。 |

＜事務局＞

まず、連携する企業の選定については、例えば、工科高校においては、従来より各校において非常にたくさんの求人票をいただいているので、そういった求人票をいただいている企業や、実際に子どもたちが研究していく課題研究の内容について、専門的な指導を行うことが可能かどうかなど検討し、総合的な判断の上、どこに依頼をするかなど決定をしている。特に高度な技術を要する課題研究につきましては、各学校が個別にあたって依頼をしている場合がある。

インターンシップについては、従来、各校が企業訪問を行い、受け入れの可否を伺ったうえで、生徒のニーズとマッチングした企業に受け入れをお願いしている。お示しの金融機関への連携については、今後、どのような形で連携するのかも含め、具体的な方法等について検討していきたい。

＜委員＞

ビジネスマッチングのなかの発表会の場において、最近では大学生にも発表していただいている。今後、高校生もこうした場で発表するようになると考えている。今後大阪を担う子どもたちに、そういう場を提供していくことは、多くの金融機関や企業も考えていることだと思う。

こうした場をより一層活用し大阪府、中小企業、銀行などがお互いに発展できる形で取り組んでほしい。

|  |
| --- |
| ＜教育相談等による課題を抱える子どもへの支援（具体的取組36）＞  問題を抱える生徒の多い府立高校へのソーシャルワーカーの配置や、連絡協議会や成果発表会を開催し、校内体制や支援事例に対して情報共有を行っているが、不登校の原因として、虐待やヤングケアラー、いじめや自殺など様々な問題が存在する。生徒が抱える悩みも多岐にわたると考えられ、学校単位だけでは解決に至らないケースも多くあると考える。  問題の早期解決には学校だけではなく、行政の各部署も一体となり、その問題解決に取り組む体制づくりが望ましい。 |

＜事務局＞

ご指摘のとおり、生徒の抱える課題は貧困や虐待、ヤングケアラー、非行傾向、自死念慮、DV被害など非常に多岐にわたり様々である。そのため、府教育庁では、それぞれの課題に応じて関係部局との連携を密に図り、具体的な支援の手立てを周知したり、リーフレットの配付、相談窓口の周知などに努めてきたところ。

例えば、SNSトラブルやデートDVについて、府民文化部や福祉部などの関係部局と連携を図り、生徒向けのリーフレットを配付、相談窓口の周知に努めている。特にヤングケアラー支援については、福祉部が事務局の関係部局による庁内横断的な「ヤングケアラー支援関係課長会議」において、府立高校におけるヤングケアラーの実態調査の結果や今後の取組みの方向性について、高等学校課からも情報共有等を行っているところ。引き続き、全ての生徒が安心して安全に学校生活を送ることができるよう、関係部局との連携を図り、さらなる支援体制づくりに取り組んでまいる。

＜委員＞

本当に大事な取組みだと思う。昨今の新聞等のヤングケアラーの記事を読むと、とても悩んでいることを痛感した。今後、我々も一緒に、少しでもそういう方々が減るように取り組みたいと思う。

＜意見まとめ＞

＜委員＞

肯定的な評価として、10年め教員研修のことが事務局からもご報告、見解を述べられた。より一層ミドルリーダーの自覚、自分事として実践的に学びが活用できるようにお願いしたい。

障がいのある生徒の高校生活への支援につきましては、個別の教育支援計画など、大学との連携にも活用できるところであるけれども100％の作成から、今後は活用をどう充実させていくかということをさらに追求してほしいというご意見であった。

学校生活満足度の低い学校についてのご意見があった。それについては、より一層、何に満足、何に不満を持っているのか、それぞれの学校の個別のニーズに応じた原因を追究してほしいとともに、今後、従前のカリキュラムの踏襲ではなく、一斉授業を見直すことなど、オンラインで繋がる、より高い専門性を求める自由度の高い学習計画というものの必要性が意見として出された。

府立高校と大学との一層の連携の強化につきまして、大学の専門性、特に先生方、大学の一覧などを提示して、各府立学校と繋ぐ仕組み作りを求めるとともに、大阪の先生をめざす学生をこれからもより広げていくためにも、広報活動やＩＣＴ環境の充実が求められた。

工科高校と企業との連携、インターンシップなどの取組みの充実についてのご意見があった。特にビジネス発表会等におきましても、大学生やこれから若い高校生が発表の機会を大いに持って、これからの大阪を担う若い力の育成にそうした機会の提供を、というご意見があった。

最後に課題を抱える生徒の支援については、ヤングケアラーの支援など学校と全庁的な、一体的な取組みや体制作りで、より安心安全な高校生活、学校活動の充実ということが求められた。

これで基本方針2を終了したい。今後、事務局には今整理した委員のご意見をまとめていただいた上で、本日の審議結果について、案を作成していただきたい。その案を委員の皆様に改めてご確認いただくこととしたい。

〇　会長より、事務局に整理した委員の意見をまとめ、本日の審議結果につきまして案を作成するように指示。案については、委員に改めてご確認いただくこととなった。

基本方針３について

○　資料３－１「点検及び評価調書（案）　基本方針３　障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します」により、事務局から説明。

○　資料３－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○　審議

|  |
| --- |
| ＜支援学級・通級指導教室の充実（具体的取組54）＞  府立高等学校の通級指導教室について、昨年度の審議会で「自校通級での通級指導教室設置校を増やし、高校における支援教育の一層の充実を図ること」を要望しており、令和４年度から新たに６校において通級指導教室が新設されたことは、大いに評価できる。  一方、設置校が増加しても、その学校で必要かつ適切な支援がうけられる体制が構築されることが重要である。新規設置校における教職員の専門性や、校内体制の充実にむけて、どのような取組みをしているか聞かせていただきたい。  また、小・中学校で発達障がい等により通級による指導を受けている生徒数は増加傾向にある中、今後も、設置校の増設を進めていく必要があると考える。その際の教職員の専門性や、校内体制の一層の充実が必要となるが、今後に向けた取組み状況について伺いたい。 |

＜事務局＞

府立高校の通級指導教室設置校への支援につい

ては、学識経験者、設置校担当者、教育庁関係課で構成する「大阪府立高等学校通級指導運営委員会」を府教育庁に設置し、入級を検討している生徒の課題や優先目標について、学識経験者等からの指導助言を受ける機会を設けている。また、これまでの通級による指導の成果等をもとに、令和４年３月に「通級による指導を始める高等学校教員のためのガイドブック」を作成・公表した。

加えて、今年度は新設６校の教員を対象とし、先行実施４校の見学会を実施するとともに、通級指導担当教員の専門性充実を目的に、作業療法、臨床心理、教育等の専門家を招聘し、発達障がいの知識や個別の指導計画の作成・活用をテーマとする研修会の実施を予定している。

今後、研修会等の機会を通じ、担当教員の専門性充実を図るとともに、設置校担当者間のつながりを構築することで、各校の支援体制の充実を図ってまいる。

＜事務局＞

通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒の通級による指導に対するニーズは高く、指導によって、さまざまな効果が出ていると認識している。

府教育庁としては、障がいのある子どもの多様な学びの場の一つとして、通級指導教室の充実を図ってきた。今年度は、政令市を除き小学校で54教室、中学校で15教室を増設置し、小・中・義務教育学校あわせて404教室を設置しているところ。

また、今年度より各市町村において通級指導担当教員を中心メンバーとして構成されている「リーディングチーム」のチーム力向上や、「リーディングチーム」構成メンバーの専門性向上を図ることを目的とし「市町村リーディングチーム」充実支援事業を立ち上げた。

これは「リーディングチーム」の構成メンバーであるリーディングティーチャーや通級指導担当教員が他校の巡回指導に回る際に、学識者が同行し、実態把握や指導助言についてスーパーバイズしていただいているもの。あわせて、リーディングチームが集まる会議に学識者に参加していただき、リーディングチームのあり方や運営方法を検討していく。一年かけて蓄積した課題や成果を府内全体の市町村教育委員会にフィードバックしていく予定。

＜委員＞

高校通級が４校から6校増え、10校になったということは非常に大きな意味がある。この６校の今後の取組みが通級指導の次のステップに大きな影響を与えるため、注目されると思う。

学校の一部だけでなく、学校全体として通級指導を支えていく校内体制があるからこそ、通級指導が成り立つため、ぜひ支援体制を充実させ、今後また高校通級を導入する学校が増えるようにしていってもらいたい。小中学校の通級で学んだ生徒が高等学校で学ぶためには、高校通級はまだ不足している状況であると思っている。

小中学校においても、通級がさらに求められる。実際に通級の先生がその学校や地域のキーパーソンとなっている。そういう意味で、通級担当の研修もそうだが、通級担当の先生方が学校の、また地域の支援教育向上に非常に寄与していただいている。この通級の研修と、地域を活性化する様々な取組みがやはり大事だと思う。

|  |
| --- |
| ＜障がいのある生徒の高校生活支援の充実（具体的取組57）＞  個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成、実施するにあたり、医療機関と保護者などをオンラインでつなぐなど、個別最適化された取組みをされているが、そのようなチーム学校としての取組みの進行状況は如何か。  私がスペシャルオリンピックスの取組みに参加していた時、知的障がいの生徒に、ケーブルテレビで一人ひとりとトレーニング計画を立てる話し合いをしたり、実際に生徒の名前をテレビの向こう側にいる方が呼びつつトレーニングをされていたことを聞いた。今ならオンラインでそのようなことはいくらでも実施できると思うが、体力向上についての企業と連携について聞かせていただきたい。  また、障がいのある生徒にとってICTやその関連技術の活用は、生徒一人ひとりの可能性を見つけ、伸ばすことに大きく貢献すると考える。積極的に大学や企業などと連携し、積極的に進めていただきたいが、今後の計画は如何か。 |

＜事務局＞

個別の教育支援計画の策定にあたっては、家庭及び地域並びに医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携のもと、長期的な視点で幼児児童生徒への教育的支援が実施できるよう作成・活用に努めているところ。

また、個別の指導計画についても、個々の幼児児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うため、教育課程を具体化し、一人ひとりの指導目標、指導内容及び指導方法を明確にするとともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、外部の専門人材と連携するなど、チーム学校としてきめ細かな指導や支援を行っているところ。

なお、個別の教育支援計画等の引継ぎ率向上にあたっては、市町村教育委員会とも連携し、保護者の同意を得ながら、切れめのない指導・支援に向け今後も取り組んでまいる。

体力向上に係る連携については、府立障がい者交流センター（ファインプラザ大阪）が実施する「スポーツ振興地域展開事業・障がい者スポーツ出前授業」を活用し、派遣された障がい者スポーツ指導員による指導のもと、シッティングバレー等のスポーツ体験など、企業との連携とまではいかないが、外部の専門的なノウハウも活かしながら取り組んでいる。

　昨年度はオリンピック、パラリンピックが開催されたということで、パラリンピアンを各学校に招聘する取組みもおこなっている。

障がいのある幼児児童生徒にとって、スポーツを実際に見て、触れる機会が大切であり、まずは、スポーツの魅力を体験できる機会を確保し、利用できる施設等の情報をわかりやすく伝えることにより、将来にわたりスポーツに親しむ主体的な態度の育成に努めてまいる。

府立支援学校におけるICT機器等の活用に係る企業等との連携については、「府立学校スマートスクール推進事業」により、令和２年度から府立なにわ高等支援学校をモデル校として、e-ラーニングによる教育サービスを提供する企業と連携した取組みを行っている。具体的に言うと、VRを活用した、自立活動（コミュニケーション）・特別活動等の時間において、友達同士の交流や、お店など、社会での対応を場面設定してVR機器で体験し、ソーシャルスキルトレーニングを行う。VRは没入感があり、非常に集中して取り組めるということと、生徒がVRで体験している画面を映し出し、周囲の生徒も一緒に見ることができるので、後で意見を出し合いながら生徒全員でソーシャルスキルを身に付けていくことができるという利点がある。特別支援学校では珍しい取組みということで文科省からも注目されており、この取組みの充実を図るとともに、他校にも広げられないか検討していく。

そのほか、聴覚支援学校等の児童生徒等の在籍が少人数となる学校において、学習活動や交流の活性化等を目的として、他校とオンラインで繋がり、教室における互いの学習の様子等をスクリーンに投影して一緒に教育活動を行う等、企業の教育サービスや技術を活用した連携を進めており、引き続き、生徒一人ひとりの状況に合わせたICTを活用した教育活動の充実に取り組んでいく。

＜委員＞

1点めについて。特別支援学校には専門の先生方が多いのに対して、高校では、支援教育の専門的な先生があまりいない。そのような状況の中で、どれだけ対応できるかについて、昔、特別支援学校のハブ校化というのを聞いたことがある。そういうことも含めて、高校を支援するような制度があれば、高校の教員も助かるのではないか。

2点めについて。子どもたち1人1人の能力を伸ばすにあたり、私は元々体育の教員なので、体力が大事だと思っている。外国の、個別の能力を伸ばすための事例も勉強した。その中で、結局、生徒の体力作りを誰がするか。子どもたちの体力向上を学校現場だけではなく、地域や学校が連携しながらやっていくということを考えていってほしい。

３点め。障がいのある生徒の1人1人の可能性を見つけて伸ばしていく際に、１人１人に合わせていかないといけないという部分ではＩＣＴの活用はものすごく意味がある。今後もよろしくお願いしたい。

|  |
| --- |
| ＜地域とともにある支援学校づくり（具体的取組58）＞  障がいのある生徒と小学校、中学校、高等学校及び地域の人等との交流について、より広げ、深める必要性があると感じている。大阪府障がい児理解推進事業等でも取り組まれているが、今後の方針を聞かせいただきたい。 |

＜事務局＞

府立支援学校の幼児児童生徒と幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び地域の人等との交流を通じて、障がいの有無に関わらず、ともに尊重し合いながら協働して生活していく態度を育み、さらに交流を深めていくことは、非常に重要と認識。

府立支援学校に在籍する幼児児童生徒の居住地校との交流及び学校間交流については、近年のコロナ禍においては、やむを得ず中止としたケースがあったが、オンラインやビデオレターを活用するなどの工夫により、新たな取組みで交流機会の確保に努めた。引き続き、各校の取組みを広く発信するとともに、対象校園の教員や幼児児童生徒への理解啓発等、共生社会の実現に向けた取組みを進めてまいる。

　今までは小中学校や高等学校の生徒と一緒に行う活動が主だったが、例えば家庭科の学習の中で高等部の生徒が幼稚園に行って交流するなど、教育課程の中に取り入れながら活動しているケースもある。清掃も地域清掃に参加し、就労支援に繋げるといった取組みも行っており、こういった取組みを他校にも発信していきたい。また、外部にも広く発信していくことで、逆に支援学校と連携したいという声をかけていただけたらよいと思う。

＜委員＞

私が勤務していた高校が支援学校と連携しており、当初は吹奏楽部が演奏に行っていたが、来ていただくことも大事ということで、文化祭で作品を展示してもらったり、クラスに入り込んで一緒に劇に出ていただいたりした。その中で高校生も障がいの理解度が低いと感じた。小学校中学校高校の児童生徒に対して、今後も学校連携を進めていただくことが、共生社会の推進になると思う。

|  |
| --- |
| ＜府立支援学校におけるセンター的機能の発揮（具体的取組62）＞  平成18年度から、支援教育地域支援整備事業がスタートし、この間、支援学校はセンター的機能を発揮して小中学校等へ助言や支援を行ってきたが、近年の経験豊富な専門性の高い教員の退職等により、経験の少ない教員の比率が高くなっている等、支援学校においても専門性の維持・継承が難しくなってきていると考えられる。  支援学校に勤務するすべての教員が校内支援はもちろんのこと、小中学校等への適切な助言や支援ができるよう、さらなる専門性を高めていく仕組みが必要ではないか。  また、府立高校において「障がいにより配慮を要する」と学校が把握している生徒が約3,200人在籍している現状を考えると、すべての府立高校において支援教育の視点を持って生徒を指導・支援できる教員の育成が喫緊の課題と考えられる。そのためにも、府立高校の教員が特別支援学校教育職員免許法認定講習を積極的に受講できるなど、新たな対策の展開を進めていただきたい。 |

＜事務局＞

大阪府学校教育審議会答申（令和４年１月11日）において、「生徒の幅広い多様性に対応するため、高校生活支援カードや個別の教育支援計画の共有・活用、教員以外の保健・医療・福祉等の専門人材が学校全体をカバーしていく仕組みの整備、インクルーシブ教育システムに係る技術的助言等を行う支援学校のセンター的機能を強化する必要がある。」との提言を受けた。この間、支援学校は、障がいのある児童生徒等の障がい特性に応じた指導・支援について小中学校等へ助言する等、障がいのある児童生徒等が在籍する小中学校等で安心して学び、育つことができるよう小中学校等への支援に努めてきたが、児童生徒等の幅広い多様性に対応するため、支援学校のセンター的機能を一層強化する必要があると考えている。

大阪府における「センター的機能」のめざすべき方向性等については、令和３年度より有識者会議を開き、ご意見をいただいているところ。小中学校から支援学校への支援要請（93.6％）に比べて、高校からの支援要請（6.4%）の割合が低いことから、「支援学校のセンター的機能」に係る情報が各校に行き届いていない可能性がある。今後とも、様々な機会を捉えて周知を行う等、支援を必要とする生徒が在籍する学校が「支援学校のセンター的機能」を活用し、在籍する障がいのある生徒への指導・支援につながるよう助言を行ってまいる。

＜事務局＞

府立高校の支援教育力の充実にむけて、府教育庁では、すべての教員が特別支援教育の視点を持ち、必要な力を身に付けることが重要と考えており、府立高校に配属されたすべての初任者が受講する研修において、府における支援教育にかかる講義等を行っているところ。加えて、自立支援推進校から指定した支援教育サポート校の教員が、他校への訪問相談等を通じて校内支援体制や教科指導等のノウハウを共有し、府立高校の専門性向上を図っている。

生徒が多様化する中で、今後ともすべての教員がニーズを踏まえた必要な支援を行うことができるよう、人材育成等に取り組んでまいる。

＜委員＞

支援学校は自校教育の充実と地域のセンター的機能を担うという二つのミッションを背負っている。

当初から支援教育のセンター的機能をリードしてきたベテラン教員が退職していく時期になり、新しい教員がこれをどう維持し、継承していくかということが新たな課題として出てきた。そういう意味で、こうした校内支援と校外支援という両面を担当できるような専門性を高めていく必要があるだろう。センター的機能というと、学校の外ばかり考えるが、実は外で様々なニーズに対応できるような専門性を身につけることは、自校の教育にも役立つ。支援教育の専門性が身につけば、自分の学校の子どもたちにも生かせるという相乗効果になると思っている。

高等学校に関しては、ここにあるように3200人が在籍している可能性と、中学校の支援学級に在籍している生徒の80％ぐらいが高等学校に進学するという現状を考慮すると、全ての高等学校の支援教育力が大事になってくる。

初任者研修などでの研修も重要。教員の免許更新講習に代わる研修なども、系統的に学べるよい機会であり、センターの研修もある。私がコーディネーターとして担当しているアドバンス研修でも取り上げることはできるので、そういう様々な研修で計画し、案内していただいて、教員が学ぶ機会を作っていただければよりよいと思う。

＜意見まとめ＞

＜委員＞

いわゆる支援学校通級指導教室の新規設置校が増えたことは大変好ましい。次のステップへ上がるために注目されるのは、校内体制作りや、さらなる増設ということ。教職員の専門性の向上がより求められるということ等のご意見が出た。また、そういった教員は地域のキーパーソンにもなりうるというご指摘があった。

支援学校における先生方のより高度な専門性を高めてほしいという指摘があった。また１人１人の子どもたちの体力を伸ばすために、地域や企業との連携が必要ということ、ＩＣＴを活用し、そうした能力を伸長させることも、非常に重要であるというご指摘があった。また、地域と連携した支援学校作りについては、高校生の障がい者理解が不足しており、共生社会の実現に向けて、障がいも一つの個性として多様なあり方を学び合うことが求められた。

最後に、府立支援学校におけるセンター的機能の発揮についてのご意見があった。自校教育の充実と地域のセンター的機能の2つの側面から、学校内外での先生方のより高度な専門性が求められることと、次世代への継承も大きな課題であるというご意見が出された。

基本方針９について

○　資料４－１「点検及び評価調書（案）　基本方針９　地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します」により、事務局から説明。

○　資料４－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○　審議

|  |
| --- |
| ＜地域と学校の連携・協力体制の整備と普及啓発活動の実施（具体的取組131）＞  私の子どもが通う校区でも、地域学校協働活動が今年度始まった。昨年度は、その前段階として、学校運営協議員候補者が事前研修ということで、市教委実施の研修があった。大阪府でも地域学校協働活動を推進のための取組みを具体的に事業として実施することは、とてもありがたいので、ぜひ、活用させていただきたい。  府の取組みは、市町村に案内・説明がなされ、市が各校区に案内するか判断し、現場の学校の地域学校協働活動の主たるメンバーに案内が届くかと思う。  ぜひ、現場が利用しやすい形で開催していただき、実際の参加、不参加は、当事者の都合も影響するところだが、研修の良さ、参加すればこういう情報が手に入る、ということをわかりやすく伝えていただき、活用したいと思えるような内容で、今後も引き続き実施されることに期待したい。 |

＜事務局＞

地域学校協働活動の研修については、地域学校協働活動の核となる地域人材の育成・定着や参画する地域人材の拡充を目的として、研修や交流会を、令和３年度は６回開催した。

内容は、府内で行われている活動事例の紹介や学識経験者の講演、参加者どうしの情報交流等で、教育コミュニティづくりについてのさまざまな情報を得られる機会となっている。

その案内は、市町村担当課へ送付し、そこから各地域へ送付されるが、府のホームページや教育コミュニティづくりについてのメールマガジンでも、研修情報を発信している。

こうした情報は、現在活動している方だけでなく、活動に興味・関心があり、参加を検討されている方など、多くの方にお伝えすることが重要だと考えている。今後も、各地域での活動の参考になる研修内容や、それをわかりやすくお伝えするチラシ作成等、情報発信、研修内容の充実に努めていく。

＜委員＞

私も地域と学校の連携に関わっているが、研修、学びの場や情報を得る機会が市や学校からの案内のみと感じていたが、そのような情報を知る機会があるということをこの場で知ることができた。

ぜひ、広く周知いただき、たくさんの方に参加してもらうことで活性化されたい。地域と学校の協働には、大いに期待している。

|  |
| --- |
| ＜地域人材との連携による子どもの学びの支援（具体的取組132）＞  子どもの学びの支援としての学校支援活動を、地域と協働で取り組んでいることは、ありがたい。  実際に、子どもたちの学習の習得度合い、習得の仕方には、多様性があり、学校の授業だけでは、対応が難しい部分もあり、学校に要望するばかりでは、解決、改善がなかなか進みにくいところもあると思う。  教育コミュニティづくり推進事業の学校支援活動関係者研修も引き続き充実した内容で進めていただきたい。この学校支援活動関係者研修は、先生か、市町村の教育委員会の担当者か、地域で実際に支援活動をする方か、どのような方が対象となるか教えていただきたい。受講者数の68名が多いのか、少ないのか、分かりかねるが、さらに活性化することを期待したい。  ＜地域人材との連携による子どもの学びの支援（具体的取組132）＞  学校教育活動を支える取組みとして、「地域人材の参画を促す」「研修も実施している」とあるが、地域人材の対象と研修の内容について聞かせていただきたい。 |

＜事務局＞

学校支援活動における地域人材とは、地域の高齢者、学生、保護者などの幅広い地域住民の方々のことである。具体的な活動としては、例えば、地域の方が、授業の支援として、算数の九九指導の支援や、家庭科の調理実習やミシンの実習の時にサポートなどを行っている。地域の方が児童・生徒に個別に対応してくださることで、多様な子どもたちへのサポートが可能となっている。

こうした活動の中では、地域の方から子どもたちへの優しい声かけがあり、それによって、子どもたちが粘り強く取り組むことができたり、できたときの達成感を味わうことにつながったりしている。

そして、この活動を支援してくださる地域の方々の養成、育成のために実施している研修の一つが学校支援活動関係者研修であり、対象者は、実際に地域で支援活動を行っている地域の方々をはじめ、学校の教職員、市町村担当者などの活動に関わる方々である。

令和３年度の研修では、学校支援活動が充実するよう、「これからの学校支援活動に求められるもの」と題した学識経験者による講演を行い、地域と学校の協働した取組みが必要な背景や具体的な活動事例の紹介などをしていただいた。また、参加者の６８人は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年に比べ半数となっている。

今後も、学校支援活動に携わる方の専門性を高め、スキルアップが図れるよう、参加者のニーズに合わせた研修内容を検討するなど、研修の充実や、学校支援活動の活性化に努める。

＜委員＞

　このような研修があることを初めて知り、活用していきたいと思った。私が関係している学校では、今年度からコミュニティスクールが始まったばかりで、まだそのような情報が下りてきていないと感じている。ぜひ、広く周知していただき、活用が増えればと思う。

＜委員＞

私ども地域金融機関でも、地域人材である方々とのつながりがたくさんある。地域人材の中でも、例えばスポーツ関係といっても、卓球、バスケットボール、野球等、様々あるだろう。どのような人材との連携を希望しているか教えていただき、地域ぐるみで取り組んでいきたい。

|  |
| --- |
| ＜すべての府民が親学習に参加できる場づくり（具体的取組135）＞  親学習について、昨年度、こちらの審議会で内容を知り、保護者のニーズにマッチしている事業だと感じた。それだけに、保護者に幅広く認知され、関心・興味を持ってもらえるよう今後の取組み内容に期待したい。  親学習リーダーの活動の実態がどのようなものかわからないが、ボランティアでは推進力がどうしても弱くなってしまう。  保護者の現在抱えている困り事などを共有、共感するところから入るのは、とても素晴らしい。一案であるが、その側面を活かすために、身近で馴染みのある人が親学習リーダーであること、その方がご自身で自主的に楽しく企画運営できる面白さと結果を実感でき、やりがいを感じられる制度にされたい。そのためのサポート、例えば、開催場所や開催の告知・周知の方法、企画運営のノウハウやハウツーや事例共有、市教委や学校が周知のプリントの配布等の協力してもらえるかといった協働性、クチコミで広がるようなSNSの活用法などが学べる研修の場などを整えると、もっと活性化すると思うが、如何か。  ＜すべての府民が親学習に参加できる場づくり（具体的取組135）＞  家庭が生徒にとって本当に大事な居場所であり、その保護者との関わり合いを今後も充実したものとなるようお願いしたい。そして、その保護者に対する親学習の内容について聞かせていただきたい。 |

＜事務局＞

府教育庁では、保護者等が、親と子の関係や子育てについて学ぶことのできる機会を提供するため、親学習を進めており、住民に身近な取組みとなるよう、市町村や学校などが実施主体となって行っている。

この親学習は、「親学習リーダー」と呼ばれる地域の方が進行役を務め、子育ての身近なエピソードや、子育てに関わる資料などを掲載した親学習教材等を使いながら、グループワークを行う参加型の学習である。参加者同士で意見交換したり、自分自身の考え方を振り返ったりすることで、保護者が自分のとるべき行動を主体的に判断し行動できる力を身に付けることをめざしている。

進行役を務める「親学習リーダー」の養成については、保護者にとって身近な方に活動していただけるよう、子育て経験者や元保育士、元教職員などの地域の方に研修を受講していただいている。今後も、保護者に身近でなじみのある方などに、新たに活動していただくことが重要だと考え、希望する市町村の要請に応じて「親学習リーダー養成出張研修」を実施していく。府職員による親学習実施に向けた説明と、地域で活動している先輩親学習リーダーを講師とした親学習の模擬体験などの内容を組み合わせることで、企画運営のノウハウや親学習の良さ等を実感していただいている。

また、令和３年度には親学習を行う市町村や学校等の参考となるように企画から実施までの流れや、実践事例を掲載した手引書を作成し、府のホームページに掲載するとともに市町村担当課に配付したところ。

今後も、親学習に興味を持たれた地域の方が「親学習リーダー養成出張研修」を受講して活動したり、親学習リーダーと市町村等が連携して効果的な周知をしたりできるよう、引き続き市町村担当課への働きかけを行うとともに、府主催研修においては、参加者のニーズに合わせた内容とすることなどにより、親学習の充実、実施促進に努めていく。

＜委員＞

親学習リーダーについては、身近な方々を選んでいただいていること、また、様々なノウハウを情報提供し、活性化するよう取り組んでいただいていると聞かせていただいた。ぜひ私の住む地域でも、今後活用したいと思う。周知について、引き続きお願いしたい。

＜委員＞

家庭が子どもたちにとって、一番の基盤。今後も親学習を実施いただき、講演だけでなく、実体験に基づく座談会形式での実施等、家庭を充実させる内容で行っていただきたい。

|  |
| --- |
| ＜幼児教育の充実（基本的方向③）＞  幼児教育の質の向上の取組み、特に、経験年数の少ない先生の課題である「子ども理解」を充実させる取組みは、ありがたい。引き続き、よろしくお願いしたい。  「研修」「調査・研究」「情報提供」の３つの機能に加えて、先生が精神的に行き詰まりそうになった時に相談できるスクールカウンセラー的な受け皿があるとよいと思うが、如何か。すでにそのような仕組みがあれば、その効果について聞かせていただきたい。  相談内容の守秘義務はあると思うが、一般化して共有し、経験年数の少ない先生たちが楽しく、やりがいを感じ子どもたちに接することができるように引き続き、よろしくお願いしたい。 |

＜事務局＞

大阪府教育センターでは、すこやか教育相談という窓口を設置し、子どもの指導の悩みや障がいのある子どもへの支援などについて窓口を設置し、教職員からの相談に、教職経験者、公認心理師／臨床心理士が電話やメールで対応している。

また、幼稚園等の新規採用教員を対象とした研修において、メンタルヘルスに関わる講義を行い、その中で、ストレスやそれに対処する知識、セルフケアやソーシャル・サポートの重要性について講義するとともに、相談窓口を紹介している。

さらに、新規採用者や10年経験者が在籍する幼稚園の園長を対象とした連絡協議会においても、職場リーダーとしての新規採用者へのサポートや、相談窓口の紹介等について、講義を行っている。

相談実績として、幼稚園やこども園の方や保護者からの相談はあるが、教員からの相談はまだない。今後も教員たちが交流できるような研修を実施するとともに、メンタル面でのサポートをしていく。

＜委員＞

既にもう相談先があると聞き、安心した。ただ実際に先生からの相談がないということで、やはり先生たちに知っていただく必要がある。

実際、私の子どもが幼稚園に在籍していた時に、母親同士のつながりや、先生たちの様子等、様々な情報を聞く中で、先生たちが大変な状況にあると感じたところ。先生たちが長く働き続けられる環境のため、メンタル面で相談できる場所が必須である。先生たちが元気に子どもたちに接することで、子どもたちの元気につながり、親としても安心できる。ぜひ本窓口を充実させ、広く周知いただき、先生たちが相談しやすい環境にしていただきたい。

|  |
| --- |
| ＜ヤングケアラ―への支援体制の強化＞  昨年度、府教育庁はヤングケアラーに関して府立高等学校の全生徒に実態調査を実施し、その対策として「スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザー」配置やヤングケアラーに関する教職員研修会実施等を検討されるとのことだが、今後、義務教育段階の児童生徒の実態把握や家庭や地域との連携を通してヤングケアラーへの支援体制の強化が急務と考えるが、如何か。 |

＜事務局＞

小中学校においては、ヤングケアラーをはじめ、支援の必要な子どもを早期に把握し、適切な支援につなげることが重要と考えている。

府教育庁としては、子どもの些細な変化を見逃さず課題を早期に把握する取組みとして、すべての子どもを対象として、欠席、服装、言葉遣い、友達関係といった項目で児童生徒の状況を同じ基準で見とり、組織として潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に発見するための「スクリーニング」や、各学校で定期的に行っている「生活アンケート」や「いじめアンケート」等にヤングケアラーの観点を加える工夫等を市町村教育委員会にお願いしている。

また、適切な支援に向けては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家とともに見とった情報を共有の上、子どものニーズや課題を多面的に見立てるケース会議を実施する等、多職種と連携した支援体制づくりを進めているところ。

これらの取組みを支援するため、昨年9月にはヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組みをまとめた資料を、小中学校に配布した。その資料を活用しながら、市町村教育委員会の指導主事やスクールソーシャルワーカーを対象とした研修を引き続き実施する予定である。

なお、家庭や地域との連携の要となるスクールソーシャルワーカーにつきましては、令和元年度より政令市・中核市を除く府内全市町村がすべての中学校区に配置できるよう、国の補助事業を活用して事業を創設した。加えて、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用についての支援や、虐待等の重篤な事案への対応のため、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーを派遣し、市町村教育委員会や学校の支援を行っているところ。

また、小学校５・６年生を対象に行っている「小学校すくすくウォッチ」の児童アンケートにおいて、ヤングケアラーに係る質問を盛り込み、本年４月に実施した。今後、その調査結果より、小学校段階から支援の必要な児童を把握し、中学校への継続的な支援につなげていくため、市町村の取組みを支援していきたい。

＜委員＞

義務教育段階からヤングケアラーの実態を明らかにして支援していくことが、今日の厳しい社会状況の中で求められていると思う。この問題の困難さは、本人の自覚がなかなか乏しい場合があることと、「見ようとしなければ見えない」といった場合があるかと思う。

今、説明された資料作りやスーパーバイザーの派遣等、よりきめ細かな支援をお願いしたい。

〈意見まとめ〉

〈委員〉

地域と学校の連携協力体制の整備と普及啓発活動の実施について、より幅広い学びの場の情報提供を、これからも周知徹底してほしいとの意見をいただいた。また、地域の人材との連携による子どもの学びの支援について、コミュニティスクールなどの周知・活用を今後もより一層強化してほしいという意見をいただいた。

学校教育における地域人材の参画や研修について、例えば地元の金融機関で把握しているスポーツ関係の人材を活用し、地域ぐるみでそうした方々の参画なども大事ではないかという意見をいただいた。

親学習について身近な人材やノウハウの情報提供など、引き続きよろしくお願いしたいという意見、さらに、子どもにとって家庭が生活基盤であるという基本原則に立ち返って、親学習のさらなる充実をお願いしたいという意見をいただいた。

幼児教育の充実について、先生が気軽に相談できるような受け皿が用意されていることが重要であることから、より一層充実・発展してほしいという意見をいただいた。

また義務教育段階からのヤングケアラーへの支援充実についても、意見があった。

基本方針10について

○　資料５－１「点検及び評価調書（案）　私立学校の振興を図ります」により、事務局から説明。

○　資料５－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○　審議

|  |
| --- |
| ＜私立幼稚園等による子育て支援及び高校の授業料に係る支援(具体的取組144、145、146)＞  児童生徒に多様で個性的かつ特色ある学習機会の提供と幅広い教育内容の選択が行えるように私立幼・小・中・高・専修各種学校への支援を更に充実することが重要と考える。  そのため、私立高校生等への授業料無償化制度の維持、私立学校園等への経常費補助金等の支援事業の拡充、キャリア教育推進に向けた産業界等との一層の連携・支援について聞かせていただきたい。 |

＜事務局＞

　私立高校生に対する授業料無償化制度は、公私問わない自由な学校選択の機会を保障するとともに、公私の切磋琢磨を促し、大阪の教育力の向上を図るため、平成23年度から本格的に実施しており、現在、年収590万円未満世帯の授業料が無償となっている。

　2019（平成31）年度以降の新入生からは、多子世帯に対する制度の拡充を行い、例えば590万円から800万円未満の子ども3人以上の世帯につきましては、590万円未満の世帯と同様に無償とするなど、それぞれ子どもの扶養人数、所得に応じた支援の拡充を図った。

現行の制度につきましては、令和5年度の入学生まで適用することとしており、、令和６年度以降の入学生に対する制度内容については、現在、効果検証等を行っており、今年度中に制度内容を示す予定である。

　また、私立学校等への経常費補助金は、府内に所在する私立学校園等の教育条件の維持向上及び在学する児童又は生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校園等の経営の健全性を高めることを目的に実施しており、私立学校園等における特色ある学校運営にご活用いただいている。

　引き続き、経常費補助金による私立学校園等の支援を行うとともに、公私の切磋琢磨や連携を通じて、大阪の教育力の向上に努めていく。

　最後に、キャリア教育推進に向けた産業界等との連携の推進については、府教育庁、府商工労働部のほか、大阪私立中学校高等学校連合会、大阪府専修学校各種学校連合会、産業界からは大阪商工会議所にも参画いただき「大阪進路支援ネットワーク」を組織し、高校生等に多様な進路を示し、生徒一人ひとりに合った進路選択、キャリア形成の支援ができるよう、取組みを進めている。

このネットワークでは、中学校、高等学校、専修学校それぞれの学校現場におけるキャリア教育に関する課題や好事例などの共有を図り、学校種を超えた進路指導担当者間の情報共有や交流を進めているところ。また、関係者の協力を得ながら自己理解や仕事理解を深めるためのキャリア教育に関する教材の作成を行い、府内高校への配布を行った。

今後とも、同ネットワークの構成団体等の協力も得ながら、キャリア教育の質の向上に向けた支援を行ってまいる。

＜委員＞

コロナ禍の中で、私立学校園で学ぶ子どもたちの学びと育ちを保障することは重要であり、私学振興のための一層の教育支援を充実していただきたい。

＜意見まとめ＞

＜委員＞

私から、私立学校園等への子育て支援や産業界等との一層の連携について意見させていただいた。

（３）閉会

　○次回審議会は、７月28日（木）13時からである旨を事務局から説明した。